

喫煙される方へお願い

通行する方など
周囲に人がいる場合は、
喫煙をご遠慮ください。
受動喫煙防止のため、
ご配慮お願いいたします。

健康増進法では「喫煙をする際の配慮義務」が定められています。

- ◆喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ◆施設の管理権限者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければなりません。

東久留米市福祉保健部健康課